平成２６年（フ）第５０号
東京都八王子市北野町522番地16コーポサクラ201号
債務者　町田　有希
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７号
横浜市緑区いぶき野８番地１　リヴェールいぶき野307号
債務者　大黒　将志
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４号
横浜市西区中央１丁目21番８―403号
債務者　石原玲二良
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
栃木県小山市暁１丁目13番６号
債務者　新井　美穂
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３５１号
福岡県糸島市篠原西１丁目16番16号
破産者　株式会社平川工業
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９４号
福岡市南区大橋２丁目29番28―603号
破産者　株式会社梅福
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４０号
埼玉県越谷市東越谷３丁目10番地35
破産者　有限会社ほん田
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７７１号
東京都青梅市新町９丁目2183番地の５
破産者　有限会社寿々木商事
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７７２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番７―103号
破産者　鈴木　　正
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７７３号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番７―103号
破産者　鈴木　章子
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９０号
静岡県沼津市大岡1561番地の１　リバーサイドビル２Ｆ
破産者　株式会社ＰＳＳ
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
京都府京丹後市峰山町新治720番地の１
破産者　有限会社峰成製作所
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４８１１号
大阪市東成区大今里西１丁目３番10号
破産者　光洋鍍金株式会社
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７号
岡山県高梁市松原通2120番地２セントラルパレス101号、旧住所岡山県加賀郡吉備中央町上竹2280番地
破産者　石田　卓士
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３号
秋田県能代市字仙遊長根16番地13
破産者　株式会社能代印刷所
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１４号
横浜市中区山下町１番地　シルクセンター―M210、商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目11番７号
破産者　水谷建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２号
新潟県糸魚川市横町２丁目７番10号
破産者　有限会社秀和
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１２３号
岐阜県多治見市宝町５丁目97番地
破産者　株式会社Ｄｒｅａｍｓ
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５２３号
静岡市駿河区曲金６丁目８番32―1101号
破産者　有限会社カミツ
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０２号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科958番地
破産者　有限会社石田商事
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係